



目 次

規 則	ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	2
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務の委託（会計管理課）	2
◎告示（高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務の委託）の一部改正（ 〃 ）	2
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	3
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	3
高知県教育委員会告示	
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定（教育委員会事務局生涯学習課）	3
◎告示（高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定）の一部改正（ 〃 ）	4
◎高知県立高知公園の指定管理者の指定（教育委員会事務局文化財課）	4
◎高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定（ 〃 ）	4
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する	

訓令	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	5
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体指定の届出	5
○告示（政治団体設立の届出）の訂正	6

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

フードレオメーター	1台1時間につき	1,310
-----------	----------	-------

を削り、同表分析機器の項中

等電点分画装置	1台1時間につき	3,120
---------	----------	-------

を削り、

機能性成分高速分析XLCシステム	1台1時間につき	1,850
------------------	----------	-------

を

機能性成分高速分析XLCシステム	1台1時間につき	1,850
窒素分析装置	1台1時間につき	1,340

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工

業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2抄紙試験の項中

サンプルローラーカードによる製造試験	1時間につき	6,390
--------------------	--------	-------

を

サンプルローラーカードによる製造試験	1時間につき	6,390
エレクトロスピンニング装置による製造試験	1時間につき	8,850
メルトブロー不織布製造装置による製造試験	1時間につき	27,690

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「減額する額は次の表の」を「減免する額は次の表に定める」に改め、同項の表

中「減額する額」を「減免する額」に、「教育委員会」を「高知県教育委員会」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める占用料又は広告出展料は条例別表第3に規定する競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る占用料又は条例別表第4に規定する競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展に係る広告出展料とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

条件	減免する額
(1) 国若しくは地方公共団体又はこれらにより構成される実行委員会等の任意団体が主催し、又は共催する催しで、都市公園の設置目的に沿い、かつ、都市公園の機能を著しく高めると知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合	当該占用料又は広告出展料の額に相当する額
(2) 国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成される実行委員会等の任意団体又は自主防災組織（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第4号に規定する自主防災組織をいう。次項において同じ。）が主催し、又は共催する防災訓練等で、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合	

5 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する利用料とし、当該規則で定める条件は国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成される実行委員会等の任意団体又は自主防災組織が主催し、又は共催する防災訓練等で、知事が特に必要があると認める特定公園施設の利用である場合とし、減免する額について当該規則で定める額は当該利用料の額に相当する額とする。
第7条第1項ただし書中「前条第4項」を「前条第6項」に、「同条第5項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
香南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成3年3月高知県告示第98号の2及び平成9年12月高知県告示第792号香南都市計画下水道事業（香南市公共下水道）

- 3 事業施行期間
平成3年3月1日から平成31年3月31日まで

- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成19年4月高知県告示第274号及び平成20年3月高知県告示第210号の事業地に香南市夜須町千切字ナカダイを加える。

- (2) 使用の部分
平成19年4月高知県告示第274号及び平成20年3月高知県告示第210号の事業地に香南市夜須町坪井字山根、字山根土居、字中町、字道バタヤシキ、字壺町田、字シラ田、字クツ田、字千本田、字畑田、字クヒ田、字内田、字クチナシキ、字コヤト、字行出原、字加治ヶ山、字泉田、字丸山、字岸ヶ岡、字辰ノ口、字ハエ山、字土居ヤシキ、字サギガ岡、字長畑口、字コモノ本、字成相前、字塚水、字岡ノハナ、字岡山、字西岡山、字ワクガ内、字神木、字行間、字蔵本、字上蔵本、字久保ノ前、字スミノ角、字門田、字イノシリ、字西ノ内、字坪井谷及び字大畑、西山字西深田、字宮ノ原、字樋詰、字馬場崎、字内田、字間、字赤井、字ミドロ、字俵ヶ内、字三反地、字流、字土居山、字射場下、字高城、字中村、字北ノ間、字旭山及び字成相、手結字ムセノ谷、字福島、字先立谷、字子イリ、字下ネイリ、字登町、字新町、字南谷知、字谷知地蔵、字通海寺、字奥谷、字西ノ岡、字南谷、字海光庵、字海光山及び字南山、千切字外浜、字内砂、字ウドノ口、字濂谷、字中洲、字乳母ヶ懐、字北谷、字中北谷、字小松丸、字櫻木、字鐘突堂、字伊尾木谷口、字横田、字坪、字ナカダイ、字新町、字外新町、字松崎南丸、字松崎東丸、字松崎中ノ丸、字松崎西ノ丸、字松崎北ノ丸、字横ヶ谷及び字ウサイ田並びに出口字梶ヶ向ヒ、字宝田ノ下、字口横ヶ谷、字櫻谷、字ムネン谷、字カロヲト、字中岡ノ前、字ムネン、字中筋、字井口、字木ノ下、字中ノ内、字西ノカイチ、字篠裏、字福德及び字正林を加え、香南市野市町東野字タノ丸、字ソノ丸及び字子ノ丸並びに土居字次郎三郎邸、字

藤四郎、字源右衛門邸及び字興衛門邸内地内において事業地を変更する。

高知県告示第236号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
吾川郡いの町天王北一丁目14番地	特定非営利活動法人高知県青年会館	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第237号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を委託している者から申出があり、当該使用料の徴収事務の委託期間を変更したので、平成24年5月高知県告示第348号（高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務の委託）の一部のよう

平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

表中「平成27年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第6号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の吾川郡の仁淀川町の項を次のように改める。

仁淀川町	池川小学校	平成22年4月1日
	長者小学校	平成17年8月1日
	別府小学校	平成22年4月1日
	池川中学校	〃
	仁淀中学校	〃
	仁淀川町学校給食共同調理場	〃

別表第3 吾川郡の仁淀川町の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第7号**

**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立高知東工業高等学校の項中「理工学科 機械生産システム科」を「機械生産システム科」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知東工業高等学校の全日制の課程の理工学科（以下この項において「理工学科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成26年3月31日に理工学科に在学する者が理工学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

-----  
**教育委員会訓令**  
-----

**高知県教育委員会訓令第1号**

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表事務所の中部教育事務所長の項を次のように改める。

|              |    |               |                |
|--------------|----|---------------|----------------|
| 中部教育事務<br>所長 | 次長 | チーフ（総<br>務担当） | 所長があら<br>かじめ指定 |
|--------------|----|---------------|----------------|

|  |  |  |      |
|--|--|--|------|
|  |  |  | した職員 |
|--|--|--|------|

第5条の表教育機関の高知県教育センター所長の項を次のように改める。

|             |                 |                |  |
|-------------|-----------------|----------------|--|
| 高知県教育センター所長 | 企画監（担当する事務に限る。） | 次長             |  |
|             | 次長              | 部長（担当する事務に限る。） |  |

#### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 教育委員会告示

##### 高知県教育委員会告示第2号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第18条第1号及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 施設の名称  
高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
特定非営利活動法人高知県青年会館
- 指定期間  
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

##### 高知県教育委員会告示第3号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者から申出があり、当該指定管理者の指定期間を変更したので、平成24年2月高知県教育委員会告示第3号（高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

3中「平成27年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

##### 高知県教育委員会告示第4号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 施設の名称  
高知県立高知公園
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市仁井田4563番地1  
入交グループ高知公園管理組合
- 指定期間  
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

##### 高知県教育委員会告示第5号

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）第10条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第14条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 施設の名称  
高知県立埋蔵文化財センター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市高須353番地2  
公益財団法人高知県文化財団
- 指定期間  
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 教育長訓令

##### 高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月31日

高知県教育長 中澤 卓史

##### 教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とする。

#### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 選挙管理委員会告示

##### 高知県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成25年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称               | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日    |
|------------------|-------|---------|-----------------|----------|
| 森本節子後援会          | 森本 節子 | 森本 龍己   | 吾川郡いの町旭町1番地     | 平25・2・8  |
| 浜川ゆりこ後援会         | 山本 忠智 | 村上 信夫   | 高知市上町二丁目4番19号   | 平25・2・12 |
| 邑田昌平後援会          | 島崎 雅哉 | 邑田 敏子   | 高岡郡佐川町中組966-8   | 平25・2・12 |
| 片岡聖盛後援会          | 片岡 聖盛 | 片岡 直美   | 吾川郡いの町6494-12   | 平25・2・15 |
| 夢とビジョンのあるまちづくりの会 | 宮本 幸輝 | 矢野川 信一  | 四万十市西土佐薮ヶ市479番地 | 平25・2・15 |
| 左京けんしょう（憲昌）後援会   | 藤野 格昭 | 中川 操    | 吾川郡仁淀川町二ノ滝146番地 | 平25・2・20 |
| 岡田順一後援会          | 岡田 和躬 | 武田 美枝子  | 幡多郡大月町弘見2179-1  | 平25・2・22 |

|             |       |       |                         |              |
|-------------|-------|-------|-------------------------|--------------|
| 中平定男<br>後援会 | 山本 恒和 | 中野 生三 | 幡多郡大<br>月町弘見<br>2025- 1 | 平25・2・<br>26 |
|-------------|-------|-------|-------------------------|--------------|

**高知県選挙管理委員会告示第14号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分  | 名称       | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
|-----|----------|-------|---------|------------|----------|
| 異動前 | 大岸真弓後援会  | 岡村 隆夫 | 異動なし    | 異動なし       | 平25・2・1  |
| 異動後 |          | 久竹 孝  |         |            |          |
| 異動前 | 坂本けい子後援会 | 異動なし  | 田中 喜代子  | 異動なし       | 平25・2・7  |
| 異動後 |          |       | 那須 文雄   |            |          |
| 異動前 | 千頭洋一後援会  | 甲藤 忠男 | 異動なし    | 異動なし       | 平25・2・12 |
| 異動後 |          | 森安 正  |         |            |          |
| 異動前 | 泥谷光信後援会  | 多田 一城 | 細川 博史   | 異動なし       | 平25・2・13 |
| 異動後 |          | 瀧澤 満  | 多田 一城   |            |          |
| 異動前 | 高橋幸十郎後援会 | 川村 正夫 | 異動なし    | 異動なし       | 平25・2・15 |
| 異動後 |          | 山内 高  |         |            |          |

|     |         |       |       |      |          |
|-----|---------|-------|-------|------|----------|
| 異動前 | 藤原健祐後援会 | 片岡 憲良 | 異動なし  | 異動なし | 平25・2・18 |
| 異動後 |         | 岡本 文男 |       |      |          |
| 異動前 | 尾崎正直後援会 | 小松 三良 | 異動なし  | 異動なし | 平25・2・27 |
| 異動後 |         | 西山 昌男 |       |      |          |
| 異動前 | 高知県医師連盟 | 異動なし  | 猿田 隆夫 | 異動なし | 平25・2・27 |
| 異動後 |         |       | 刈谷 隆明 |      |          |
| 異動前 | 米田稔後援会  | 宮本 儔  | 田中 勝夫 | 異動なし | 平25・2・28 |
| 異動後 |         | 田中 勝夫 | 森岡 幸一 |      |          |

**高知県選挙管理委員会告示第15号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成25年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

| 名称      | 主たる事務所の所在地       | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日    |
|---------|------------------|-------|--------------|----------|
| 山中正博後援会 | 香美市土佐山田町宝町一丁目4-9 | 山岡 靖夫 | 解散           | 平25・2・18 |

**高知県選挙管理委員会告示第16号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成25年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

| 候補者氏名 | 公職の種類   | 名称      | 主たる事務所の所在地  | 代表者氏名 | 届出年月日   |
|-------|---------|---------|-------------|-------|---------|
| 森本 節子 | いの町議会議員 | 森本節子後援会 | 吾川郡いの町旭町1番地 | 森本 節子 | 平25・2・8 |

**高知県選挙管理委員会告示第17号**

平成24年12月高知県選挙管理委員会告示第99号（政治団体設立の届出）の一部を次のように訂正する。

平成25年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

本文中

「 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 名称                | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日     |
|-------------------|-------|---------|-----------------|-----------|
| 日本維新の会衆議院高知県第1区支部 | 藤村 慎也 | 藤村 慎也   | 高知市南はりまや町一丁目3-4 | 平24・11・29 |

を

「 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 名称                | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の種類 | 届出年月日     |
|-------------------|-------|---------|-----------------|-------|-----------|
| 日本維新の会衆議院高知県第1区支部 | 藤村 慎也 | 藤村 慎也   | 高知市南はりまや町一丁目3-4 | 衆議院議員 | 平24・11・29 |

に訂正する。